

さぎの宮寮デイサービスセンター重要事項説明書

(介護予防通所サービス)

さぎの宮寮デイサービスセンター（以下「事業所」という。）はご利用者に対して指定通所介護、指定介護予防通所サービスを提供します。（以下「通所介護サービス等」という。）当事業所の概要や提供されるサービスの内容を次の通りに説明します。

※通所介護サービス等の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定申請中の方であればサービスの利用は可能です。又、地域包括支援センターの基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方の利用も可能です。

1. 事業所の状況

- (1) 名称 さぎの宮寮デイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区小池町38番地の1
- (3) 電話番号 053-434-5710
- (4) 設置主体 社会福祉法人 峰栄会
- (5) 経営主体 同上
- (6) 事業所の規模・構造

①通常規模型通所介護（介護予防通所サービスを含む）

鉄筋コンクリート造り4階建

（内1階部分 延 550.77㎡）

- (7) 敷地面積 1,875.28㎡

(8) 事業所開始年月日

- 平成 3年 4月 1日 B型
- 平成 5年 4月 1日 E型
- 平成 9年11月 1日 ホリデーサービス
- 平成12年 4月 1日 併設型通所介護
認知症専用併設型通所介護
- 平成18年 4月 1日 通常規模型通所介護（介護予防を含む）
地域密着型認知症対応型通所介護
（介護予防を含む）
- 平成23年 4月 1日 通常規模型通所介護（介護予防を含む）
- 平成29年 4月 1日 通常規模型通所介護
（介護予防通所サービスを含む）

2. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービス等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

指定通所介護（介護予防通所サービスを含む）

職種	勤務体制				職務内容
	常勤	1名	非常勤	0名	
管理者	常勤	1名	非常勤	0名	管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	常勤	厚生労働大臣の定める基準に準ずる	非常勤	厚生労働大臣の定める基準に準ずる	生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
介護職員	常勤	厚生労働大臣の定める基準に準ずる	非常勤	厚生労働大臣の定める基準に準ずる	介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
看護職員	常勤	厚生労働大臣の定める基準に準ずる	非常勤	厚生労働大臣の定める基準に準ずる	看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
運転手	常勤	0名	非常勤	2名	車両の運転業務。
管理栄養士	常勤	3名	非常勤	0名	利用者の栄養状態を的確に把握し必要な計画を立て実施する。
機能訓練指導員	常勤	2名	非常勤	0名	利用者が運動器機能向上訓練を行うために必要な計画を立て実施する。

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	8：00～17：00
サービス提供時間	9：20～15：40

4. 定員

指定通所介護（介護予防通所サービスを含む）	30名
-----------------------	-----

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所の通所介護サービス等の提供（介護保険適用部分）に際し、ご利用者が負担する利用料金は、適用期間に応じた利用者負担の割合欄に記載された割合分の金額となります。但し、介護給付の範囲を超えたサービスの利用料金は全額自己負担となります。また、居宅サービス計画・介護予防支援計画の作成が済んでいない方等は償還払いになることもあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、1単位＝10.14円として、負担割合分の金額となります。

【基本料金】 ※事業対象者は要支援1と同様とする。

対象		単価	単位
事業対象者	週1回程度	1,798	月
要支援1			
要支援2			
要支援2	週2回程度	3,621	

※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援1 24単位／月を加算する。

※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援2 48単位／月を加算する。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）を加算する。

（基本サービス費総単位数の9.0%）

6時間以上7時間未満

	通常規模型通所介護	
要介護1	584単位	日
要介護2	689単位	日
要介護3	796単位	日
要介護4	901単位	日
要介護5	1008単位	日

※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）6単位／1回を加算する。

※認知症加算 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者は

60単位／1日を加算する。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）を加算する。

（基本サービス費総単位数の9.0%）

※何かしらの事由で通常の利用時間より短い利用となる場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。また、施設送迎を伴わない場合（家族送迎等）は、片道につき47単位を減算する。

要介護

① 入浴介助加算（Ⅰ）：40単位

心身の状態にあわせた浴槽で入浴します。

一般浴 歩行可能な方が入浴できます。

中間浴 座位のままに入浴できます。

特 浴 寝たままの状態に入浴できます。

②入浴介助加算（Ⅱ）：55単位

医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境に合える場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行い、個別の入浴計画を作成し、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行った場合。

(2) 介護保険の対象とならないサービス

※以下のサービスについては、利用料金の全額がご負担となります。

① 食費：650円

ご利用者に提供する食事にかかる費用、および食事の提供を行なう体制を確保するための費用となります。

② おやつ費：150円

ご利用者に提供するおやつにかかる費用となります。

③ 複写物の交付：1枚につき10円

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

④ 写真代：1枚につき50円

活動や行楽などにおいて写真を撮り、ご利用者が写真を希望された場合は、写真代をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上で必要な用品等に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものについては、自己負担となります。但し、原則として、おむつ・尿パット等はサービス実施日に持参していただくこととします。

〈おむつ代：150円 尿パット代：30円 紙パンツ代：190円〉

(3) 利用料金の支払い方法

前記（1）（2）の利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払ください。但し、口座振替手数料、振込手数料は利用者が負担することとします。請求書

は、翌月20日までにお渡し、支払い期日は翌々月12日となります。

①口座振替

②当事業所窓口での現金支払

③下記の指定口座への振込

振込銀行 清水銀行 有玉支店

口座番号 普通預金 2040604

口座名 社会福祉法人 峰栄会 理事長 高杉 威一郎

シャカイケンホクジン ホウエイカイ リジチョウ 効サキ イチロウ

(4) サービスの中止・変更・追加

ご利用者はサービス実施日当日の8:00までに、サービスの中止・変更・追加を申し出ることができます。なお、当日の8:00以降の申し出は取り消し料として、次項の料金をいただきますが、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではございません。

ご利用日当日 8:00までの申し出の場合	無料
ご利用日当日 8:00以降の申し出の場合	食費分

6. 契約終了

(1) 自動的契約終了

(2) 利用者からの申し出による契約終了

(3) 事業者からの申し出による契約終了

※上記事由契約書参照

7. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌した相当と認められる時に限り、損害賠償を速やかに履行するものとします。

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

さぎの宮寮デイサービスセンターは、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

9. 感染症対応について

感染症が疑われる場合は、家族へ連絡を行い、速やかな医療機関への受診を依頼するものとします。また、感染症蔓延防止のため、やむを得ず利用者の利用中の活動区域を一部制限するなど対応を行うものとします。

10. 苦情の受付、協議事項、裁判管轄

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情、ご相談窓口

担当者	河合鮎美
受付時間	8：30～17：30
電話番号	053-434-5710
F A X	053-434-5108

行政機関その他苦情受付機関

浜松市役所 介護保険課

所在地	浜松市中央区元城町103番地の2
電話番号	053-457-2324
F A X	053-450-0084

国民健康保険団体連合会

所在地	静岡市葵区春日2丁目4番34号
電話番号	054-253-5590
F A X	054-251-3445

(2) 協議事項 契約書参照

(3) 裁判管轄 契約書参照

通所介護サービス等提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地
名称 浜松市中央区小池町38番地の1
さぎの宮寮デイサービスセンター

説明者 職種
氏名 印

本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービス等の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印